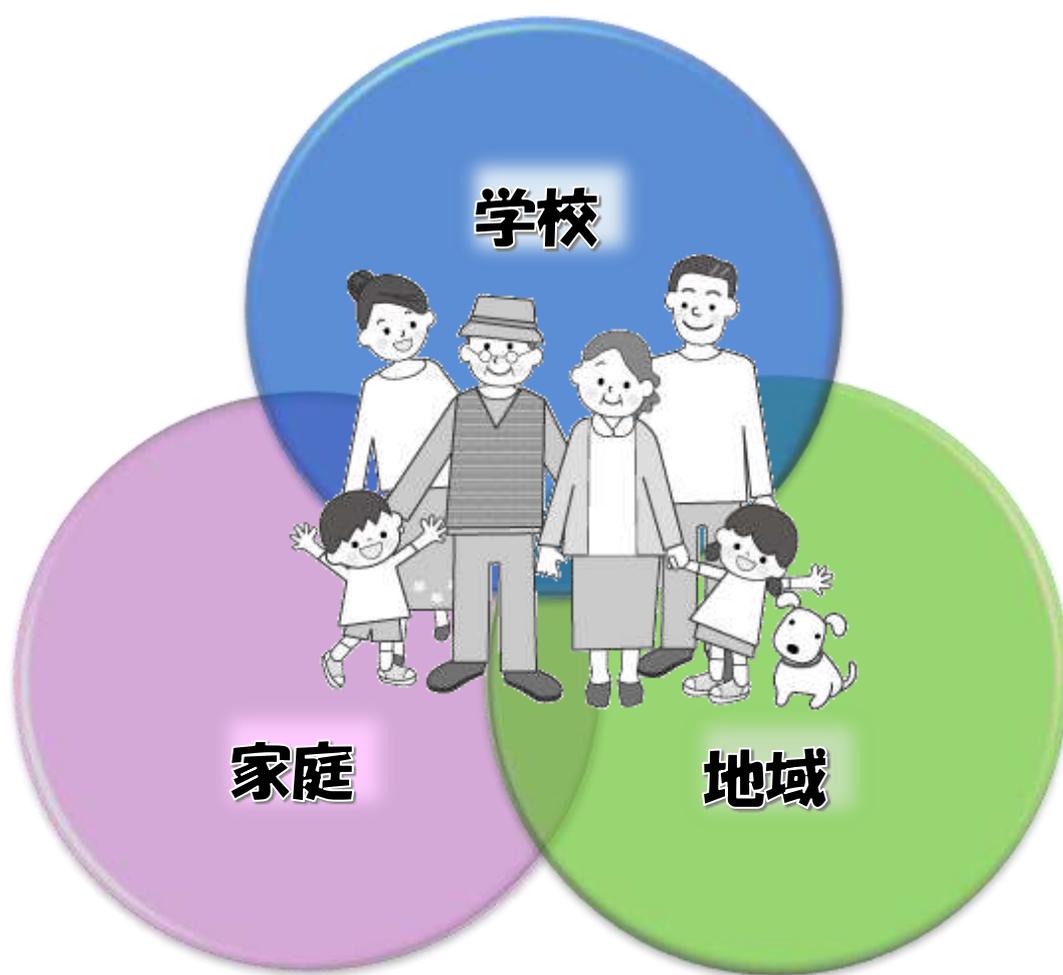


美祢市立重安小学校
いじめ防止基本方針



平成29年12月改訂
令和2年3月一部改訂

目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等のための基本的な考え方	1
(1) いじめとは	
(2) いじめの防止	
(3) いじめの早期発見・早期対応	
(4) 家庭・地域との連携	
(5) 関係機関等との連携	
2 いじめの防止等のための対策に関する事項	2
(1) 学校いじめ防止基本方針の見直し	
(2) いじめ防止等のための組織（いじめ対策委員会）	
(3) 人権が尊重された学校づくり	
(4) 豊かな心を育む教育の推進	
(5) 児童の実態の把握	
(6) 教育相談体制の充実	
(7) 情報モラル教育の充実	
(8) 落ち着かない学級への対応	
(9) いじめの解消について	
3 いじめの防止等のための具体的な取組	5
(1) 未然防止（いじめの予防）	
(ア) 生徒指導・教育相談の充実・強化	
(イ) 教育活動全体を通じた取組	
(ウ) 日常生活の観察と記録・検証	
(エ) 家庭・地域との連携	
(2) 早期発見（把握しにくいいじめの発見）	
* 3つのレベル	
(ア) 校内指導体制の確立	
(イ) 家庭・地域との連携	
(3) 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）	
(ア) 早期対応のための学校体制	
(イ) いじめへの対応	
(ウ) 地域・関係機関との連携	
(4) 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）	
4 年間計画	9

美祢市立重安小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を全教職員で共有し、児童を「加害者にも被害者にも傍観者にもしない」ために、学校・家庭・地域全体で児童を見守る体制づくりが必要である。

本校は、「ふるさと重安を愛し、感謝の心をもって地域をよりよくしていく児童を家庭・地域とともに育てる」という教育目標の具現化に向け、少人数のよさを生かした児童の主体的な学び、異学年集団での活動、地域とのふれあい活動など、豊かな心を育む多様な教育活動を行い、一人ひとりを大切にする教育を推進している。

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、児童の実態把握のために組織的対応を強化し、いじめの認知力の向上を図るなど、いじめの『早期発見』に努め、いじめを認知した際には十分な情報共有を行い、すべての教職員が解決に向け一丸となって、迅速、的確かつ組織的できめ細かな『早期対応』を行っていく。また、いじめが背景にあると疑われる『重大事態』が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿い、真摯に事実に向き合い、本方針に基づいた適切な措置を講じていきたい。

本校の児童誰もが安心・安全を共有でき、ともに成長し合える教育環境を構築し、いじめの防止・根絶への取組が総合的・効果的に行えるよう、「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）」の趣旨を踏まえ、「いじめの防止等のための基本的な方針」「山口県いじめ防止基本方針」「美祢市いじめ防止基本方針」を参酌して、本方針を定める。

Ⅰ いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめとは

(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法第2条】

いじめとは、「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」で、決して許されない人権侵害行為である。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努め、いじめに該当するか否かを判断する。

また、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を十分に行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かの判断材料にする。具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

〈いじめの態様〉

- ◇ 冷やかしかからかい（“いじり”を含む）、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

いじめを受けている児童生徒から見れば、「周りではやしたてる者（観衆）」も「見て見ぬふりをする者（傍観者）」も「いじめを行っている人」に見えるものである。

こうしたいじめの四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、観衆や傍観者がいじめを止める、仲裁するなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成するとともに、児童生徒がいじめを自らの問題としてとらえ、正しく行動できる力が育まれるようにする。

(2) いじめの防止

児童は、いじめを行ってはならない。

【法第4条】

いじめは人権問題であるとの認識の下、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、すべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、構造的に行為が見えにくい一面があるので、児童の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期にいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会と情報共有し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行うなど継続して支援する。このため、いじめへの的確な対応に資する教職員の実践的知識を深め、平素から協働実践が行えるよう、教職員研修の充実や組織的な対応のための体制を整備する。

(4) 家庭・地域との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもたちとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、PTA・おおみねネット協議会（大嶺地域協育ネット）、学校運営協議会委員と組織的に連携・協働する。

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、事案によって、関係機関等との速やかで適切な連携が必要である。平素から、学校、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、県教育委員会等と、定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制を構築しておく。

また、学校以外の相談窓口として、法務局の「子どもの人権110番」や、やまぐち総合教育支援センターの「24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち子どもSOSダイヤル）」などについて児童・保護者へ適切に周知させておく。

2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校の実情に即して適切に機能しているか、また、具体的かつ効果的ないじめ対応へとつな

がっているかを点検し、児童・保護者・地域の意見等を踏まえながら、必要に応じて見直しをする。学校だより等で児童・家庭・地域に周知を図る。

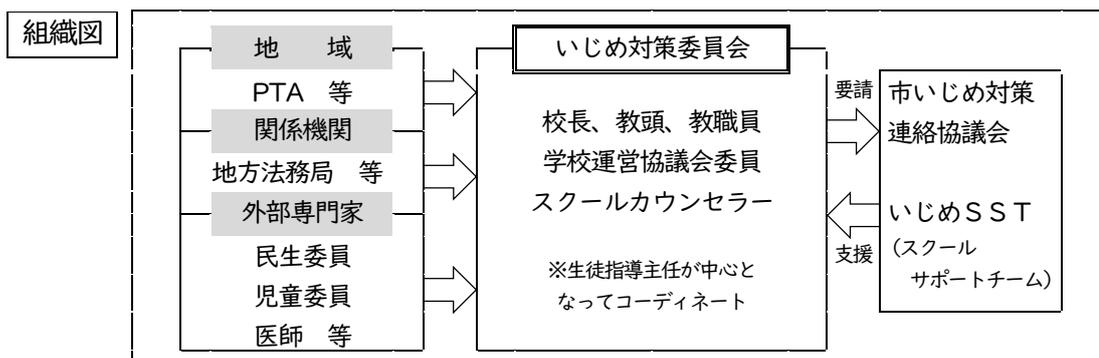
(2) いじめ防止等のための組織（いじめ対策委員会）

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、統括する組織として「いじめ対策委員会」を置く。これらの組織は、本校の組織的ないじめ対策の中核として、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等に係る各取組をより実効的に行うとともに、学校評価等の評価項目に位置付け、PDCAサイクルによる検証を行い、恒常的に改善を図る。

〈 いじめ対策委員会 〉

- ・構成 全教職員、学校運営協議会委員、SC（スクールカウンセラー） 等
- ・役割
 - ア 基本方針の策定と見直し
 - イ いじめの未然防止、早期発見と早期対応の取組
 - ウ 年間計画の作成・実行・検証・改善
 - エ いじめ相談・通報の窓口
 - オ いじめに係る情報共有および実態調査等による事実関係の把握といじめか否かの判断
 - カ いじめ防止に係る校内研修等の企画・実施
 - キ 必要に応じて緊急会議を開催し、今後の支援体制・対応方針の決定・実施
- ・活動
 - * 年2回実施（7月、12月）
 - * 毎月1回、全教職員による定例会議を実施
 - * 事案発生時に必要に応じて緊急会議を開催

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、児童・保護者に対して、PTA総会や全校集会等で当該組織の取組を説明するなどして、その存在と活動を周知させる。また、いじめの早期発見のために、当該組織は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにする。



(3) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(4) 豊かな心を育む教育の推進

児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、児童が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育の充実を図る。

いじめの未然防止に向け、児童の規範意識を醸成するため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」を重視した取組を具体的にを行う。

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動、ふれあい体験等の取組を充実する。

(5) 児童の実態の把握

週1回のアンケートを確実に実施するとともに、教育相談に合わせて保護者へのアンケート(各学期1回)も実施する。「些細なトラブルにもいじめがあるかもしれない」という危機意識を持ち、アンケート調査だけでなく日常の観察等により総合的に児童の実態を把握する。いじめに関する訴えがあった場合には、アンケート用紙の裏面を活用して聞き取ったことや指導した内容等を記録として残す。

(6) 教育相談体制の充実

共感的な児童理解を基盤として、個別の教育相談の方法等を工夫・改善するとともに、SC(スクールカウンセラー)や地域コーディネーター等の専門家と連携を密にとり、児童の特性に応じた多様な支援を行う。

(7) 情報モラル教育の充実

インターネット・ケータイ・スマートフォン・ゲーム(インターネット通信ができるもの)の正しい使い方について、県教委作成資料等を活用し、教職員も指導するとともに、専門家を活用した教職員研修や児童・保護者対象の「情報モラル研修会」を実施する。

(8) 落ち着かない学級への対応

学級が落ち着かない状況がいじめの母体となることがあるため、問題行動を繰り返す児童に対して、医学的支援・心理的支援・環境への支援を行う。SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)の介入を早期に行い、医療機関へつなげ、学級環境の改善、児童の情緒の安定及び担任の負担軽減を図る。また、保護者・学校運営協議会へ早期に情報提供し、協働して学級の安定化を図る。

(9) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(インターネットを通じて行われるものを含む)

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確

保する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

本校の教育活動全体を通して児童一人ひとりを大切にすることを推進し、教職員の資質・能力の向上、児童をきめ細かく見守る体制の整備、認知したいじめに対する迅速・的確かつ組織的な対応等の取組について、「いじめ対策委員会」が中核となり、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」を視点として、計画的・継続的・実効的な取組を行う。

(1) 未然防止（いじめの予防）

(ア) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- 教職員の資質能力の向上に向け、SC（スクールカウンセラー）等と連携しながら、積極的に年に複数回いじめの問題に関する校内研修（事例研究、教育相談等）を実施する。
- 週1回の児童生活アンケートの実態を教職員間で共有するとともに、気になる子どもに全教職員で関わりをもつようにする。
- 教育相談週間を各学期に1回（6月、11月、2月）もつ。
- 異校種間の情報共有の機会を充実させる。
- 指導上の配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 全校朝会、学級会活動等で、教職員がいじめ防止に関する話や活動を行うこと等を通して、児童にいじめ対策の組織・活動について認識させ、いじめ対策委員会の周知を図る。

(イ) 教育活動全体を通じた取組

- 学び合いのある授業づくり
安心して学ぶことのできる学習環境の整備に努め、学習規律の確立を図る。一人ひとりの児童の思いを引き出し、学習活動を通して大切にできるように努める。
- 心をゆさぶる道徳の工夫
児童が自分自身の生活を振り返ることを通して、豊かな心を育むような取組の工夫を行う。
- 他者理解を深める特別活動
主体的な活動の積み重ねを通して、他者の価値を認める集団規範を育てる。人間関係や生活体験を豊かにする異年齢集団活動や自然体験活動、ボランティア活動、AFPY等を積極的に取り入れ、豊かな心の醸成を図る。

(ウ) 日常生活の観察と記録・検証

- 日頃の児童の様子を観察・記録し、情報として全教職員が日常的に共有化できるようにする。生活アンケート等の結果についての情報も共有する。

(エ) 家庭・地域との連携

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の姿勢や取組を機会あるごとに家庭に示し、信頼関係づくりに努める。
- PTA、学校運営協議会、見守り隊、学校支援ボランティア等と、いじめについて協議する機会を設け、いじめ問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。児童の校外生活

について、地域の情報ネットワークの充実を図る。

(2) 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- 「いじり」は、本人が否定せず笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性が
あることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が
苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識を持つ。
- しばしばいじられている児童について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し
組織的かつ適切な対応を行う。
- 行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う。

(ア) 校内指導体制の確立

- 日頃から気になる児童の状況についての情報を全教職員で共有するとともに、生活ア
ンケートや校長先生ポストなどを活用して、児童の実情を正確に把握することに努める。
- 児童が相談しやすい環境づくりに努め、日常的に機会をとらえて声かけを行う。また、
児童とのふれあいの時間を確保するよう努める。
- いじめ問題に関する事例研究（7月、10月、2月）や組織的・計画的な研修の充実に
努める。

(イ) 家庭・地域との連携

- 保護者や地域からの情報や意見を、組織の活性化や問題への対応に積極的に生かす。
また、家庭・地域と連携した組織的な取組を工夫するとともに、HPやメール、学校だ
より等を活用した情報発信に努める。

(3) 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

(ア) 早期対応のための学校体制

- 児童からいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった場合、及び、いじめ
を認知した場合は、教職員は、他の業務に優先して、即日、当該情報を速やかに管理職
に報告するとともに、教職員で情報を共有し、「いじめ対策委員会」を中核として全校
体制で解決への取組を行う。

(イ) いじめへの対応

- いじめを受けている児童には、これまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解すると
ともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示す。事実を正しく把握し、

できる限り早期に保護者に正確に伝え、保護者の心情に寄り添いながら誠意をもって対応する。

- いじめを行っている児童には、毅然とした態度で対応するとともに、心情をくみ取り、相手の気持ちを理解させて再びいじめを行わない気持ちを強くもたせることを中心に、いじめの行為を内省させるように指導する。いじめを行っている児童の保護者には、いじめの解消に向けて取り組む姿勢を示し、子どものよりよい成長のために協力を依頼する。複数の教職員で対応する。
 - 周りではやしたてる児童（観衆）や見て見ぬふりをする児童（傍観者）に対しては、いじめを受けている児童が、いじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを共感できるよう指導する。また、いじめを見た場合には、制止するか、それができなくても教職員に相談する等のいじめを止めるための手段を知らせ、行動する勇気を促すようにする。
 - SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、外部専門機関との連携を図り、いじめを受けている児童の心のケア、いじめを行っている児童の内省を促す支援を積極的に行う。
 - インターネットや携帯電話等でのいじめに対しては、いじめを受けた児童からの申し出の内容を精査する過程で、書き込みなどを確認するとともに、本文等を印刷又は写真撮影するなどして記録しておく。
 - 指導後のいじめの実態観察に努め、いじめの継続を絶つように努める。
 - いじめが解消している状態に至ったうえで、関係した児童の事後の様子を継続的に注視し、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、両者の関係修復を図るなど、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行う。
- (ウ) 地域・関係機関との連携
- 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめ解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
 - いじめの早期解決のため、必要に応じて、「いじめ対策委員会」に関係機関や外部専門家等の積極的な参画を得る。
 - 明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」協定（平成28年4月施行）に基づき、躊躇することなく連絡して支援を得る。

(4) 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

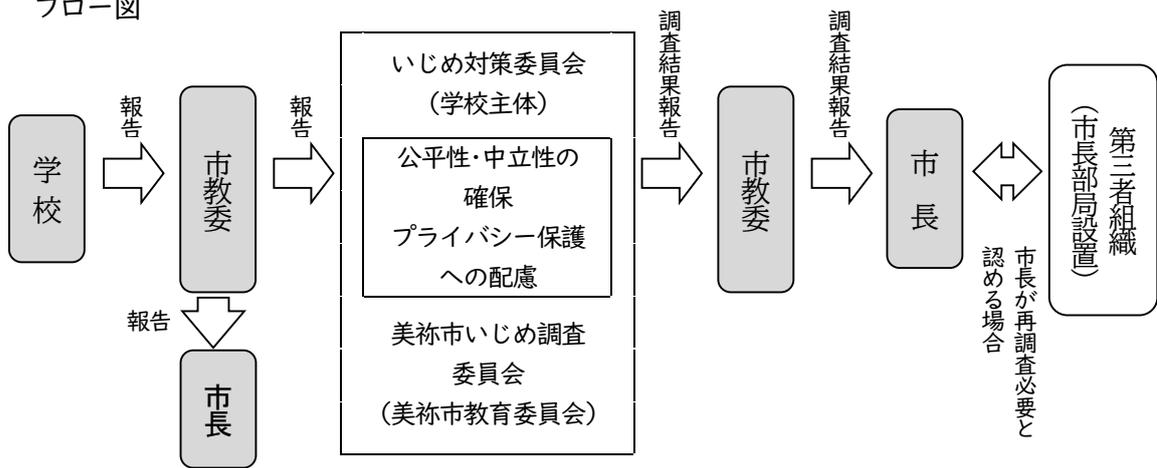
重大事態に当たるか否かを、「いじめ対策委員会」において判断するとともに、速やかに市教委に報告し、指導助言を得ながら、いじめを受けている児童の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

〈学校による調査〉

重大事態に対応し、同種の事態の発生を防止するために、「いじめ対策委員会」が中核となり、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）との連携はもとより、必要に応じて弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家とも連携しながら、関係児童への聴き取りや質問紙等により、速やかに全容解明に向けた調査を行う。

調査にあたっては、「山口県いじめ防止基本方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文科省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文科省）」により、適切に対応する。

フロー図



4 年間計画

月	いじめ対策関係	学校行事	保護者との連携
4	教職員共通理解 いじめ対策委員会①（取組の方針、 学級の情報共有）	入学式、家庭訪問 重安総会 学校運営協議会①	参観日 PTA総会（取組方針の通知）
5	事例検討（SC） *いじめ防止・根絶に向けた取組状 況点検 生活アンケート①実施・結果検討	体力テスト 交通安全教室	参観日、学級懇談 保護者アンケート①
6	教育相談①	宿泊学習、交流学习（大嶺小） 学校保健安全委員会 学校運営協議会②	参観日
7	事例検討（SC） 校内研修（いじめ対策、児童理解、 生徒指導、道徳教育、特別支援教 育等）	重安総会 校内水泳記録会 クリーンデイ サマースクール	PTA全員協議会 参観日（校内水泳記録会） 個人懇談
8		親子作業、資源回収 学校運営協議会③	親子作業、資源回収、校外巡視
9	事例検討（SC）	運動会	運動会企画・準備
10	*いじめ防止・根絶に向けた取組強 化月間・取組状況点検 校内研修（人権） 生活アンケート②実施・結果検討 事例検討（SC）	美祢市体育祭 市音楽祭	参観日（人権教育） PTA研修 保護者アンケート②
11	校内研修（情報モラル） 教育相談②	クリーンデイ 重小フェスタ 交流学习（大嶺小）	PTAバザー
12	いじめ対策委員会②（取組の経過、 学級の情報共有）	持久走大会 学校運営協議会④	個人懇談会 学校評価アンケート
1	校内研修（安全） 事例検討（SC） いじめ対策委員会③（教職員+SC： 児童に関する情報共有）	学校保健安全委員会 重安総会 交流学习（大嶺小）	参観日（なわとび大会）
2	生活アンケート③実施・結果検討 教育相談③ 校内研修（生徒指導）	学校運営協議会⑤ 感謝の会 クリーンデイ 重安総会	保護者アンケート③ 参観日、学級懇談
3	事例検討（SC）	6年生を送る会 卒業式	

*SC=スクールカウンセラー

〈 未然防止・早期発見の定期的な取組 〉

○生活アンケート（毎週木曜日）

○生徒指導連絡会（毎月^の職員会議時）

○教育相談（定期相談以外にも随時）

しっかり聞く
げん気にあいさつ
やさしい声かけ
すてきななかま

